

「元気いっぱい・笑顔いっぱい」

特別支援教育統括コーディネーター 加賀谷 勝

「自立活動Q&A」

Q 1 : 特別支援学級や通級指導教室では、必ず自立活動を指導しなければならないか。

A 1 : 特別の指導領域である自立活動を教育課程に位置付け、指導することになっている。

Q 2 : 特別支援学級では必ず週時程に自立活動の時間を特設して指導しなければならないか。

A 2 : 基本的に自立活動は時間を特設して指導することとしているが、特に必要があるときは、各教科等を合わせた指導（生活単元学習等）として授業を行うことができる。特に必要があるときは、知的障害により、各教科等を合わせた指導の形態で学習を進めたほうが、児童生徒にとってよりよい学びが期待でき、効果的であるという場合である。具体的には、「児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的である」ということなどが考えられる。

※知的障害特別支援学級では、自立活動の指導を学校の教育活動全体を通じて指導する機会が多いが、他の特別支援学級（特に知的障害がない児童生徒）では、自立活動の時間を2～3時間程度設定し、個々の児童生徒に必要な内容を選定して指導する機会が多い。

Q 3 : 特別支援学級において、自立活動を取り入れたときの授業時数の考え方を知りたい。

A 3 : **ア 自立活動の時間を特設しない場合（週時程に自立活動の時間がない場合）**

学校における生活場面や各教科等の時間を通じて、自立活動の指導を行う。

イ 自立活動の時間を特設する場合（週時程に自立活動の時間がある場合）

自立活動の時間に充てる授業時数は、個々の児童生徒の障害の状態等に応じて、各校で適切に設定する（一律に授業時数の標準としては示していない）。各教科等の時数を減らして自立活動の時間を特設するため、児童生徒の実態や学習状況等から特設する理由を保護者等に説明する。

※ア 教育活動全体を通して指導する、イ 自立活動の時間を特設して指導する、どちらの場合においても、自立活動の内容を「個別の指導計画」に必ず明記する。

※通級による指導にかかる授業時数は、年間35～280単位時間（学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については年間10～280単位時間）と定められている。

Q 4 : 特設して行う自立活動で留意すべきことは何か。

A 4 : 訓練的な活動を繰り返し行ったり、発展性のない同じような課題を何度も繰り返すような活動を行ったりすることは避ける。時間の枠や活動に児童生徒を合わせるのではなく、学習する児童生徒にとって意味のある具体的な指導内容を設定し、「なぜ・何のため」といった必然性を踏まえ、主体的に取り組めるようにする。

Q 5 : 各教科等を合わせた指導を通して行う自立活動で留意すべきことは何か。

A 5 : 各教科等を合わせた指導において取り組む活動が、「個別の指導計画」に明記した自立活動の指導目標に迫ることを意図しているか確認するとともに、授業の中で具体的な指導内容を設定し、指導目標が達成されたかどうか、適正な評価を行う。

※知的障害のない児童生徒には、各教科等を合わせた指導（生活単元学習や作業学習等）はできない。